市第１６９９号

平成２６年６月４日

各市町村地方分権担当部長　様

大阪府総務部市町村課長

大阪版地方分権推進制度実施要綱に基づく事務移譲の申出について（通知）

大阪版地方分権推進制度実施要綱第２の１(２)に規定する事務移譲の申出期間を下記のとおり定めましたのでお知らせします。

　つきましては、所要の手続きについて留意の上、申出をしてください。

記

１　申出期間

1. 平成２６年６月１６日（月）から同年６月２７日（金）まで
2. 平成２６年８月１８日（月）から同年８月２９日（金）まで

※「平成２７年度前半に移譲を希望する事務」であり、「各市町村で手数料条例や広域連携規約等の市町村議会での議決が別途必要となる事務」又は不特定多数の府民を対象とし周知期間を要する事務（旅券発給事務に係る窓口対応業務等）については、「申出期間（１）」に必ず申出をしてください。

２　提出書類　　知事に対する申出（要綱様式第１及び別紙）

３　提出部数　　１部

４　留意点

　　平成２７年度から新たに移譲事務とした３１事務（個票番号2-1から2-31までの事

務）については、任意で策定いただく「権限移譲実施計画（案）」と本件申出に齟齬

のないように願います。